

## (1) 「第4期佐世保市地域福祉計画・佐世保市地域福祉活動計画」の策定について

### (1) - ① 「佐世保市地域福祉計画・佐世保市地域福祉活動計画」の概要及び推進体制について

---

#### ■ 概要

「佐世保市地域福祉計画」は、社会福祉法の規定に基づき、地域福祉の推進に向けた基本理念や基本目標、施策、取り組みの方向等を明らかにした行政（市）の計画です。

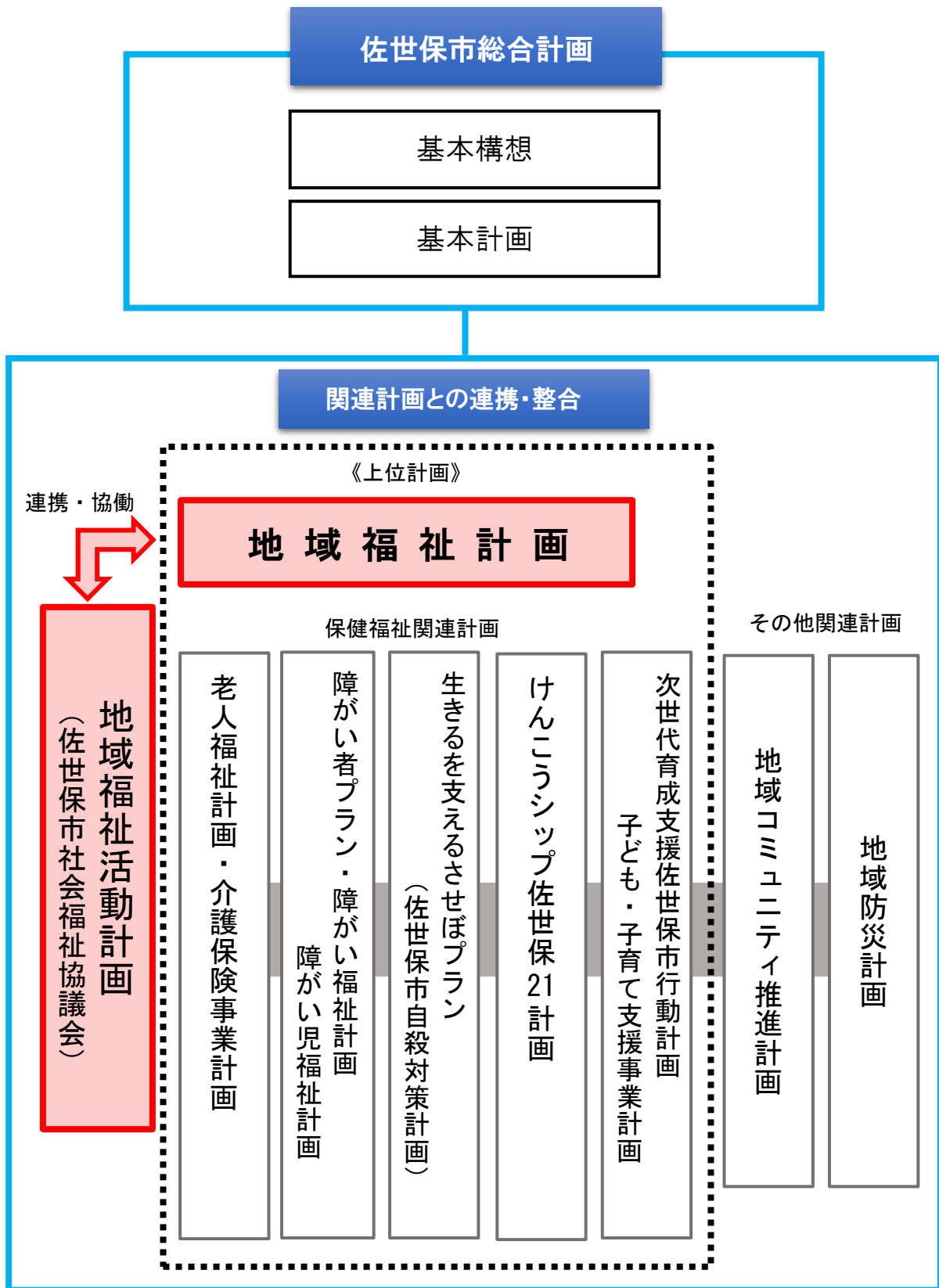
一方、「佐世保市地域福祉活動計画」は、地域福祉の推進に向け、生活の困りごとの解決や生活に望むことを実現するため、地域住民との協働のもと、地域福祉活動団体との相互協力により策定した民間（社会福祉協議会）による行動計画です。

地域福祉推進のための「基盤や仕組み」をつくる「地域福祉計画」と、それを実行するための、地域住民の活動・行動のあり方を定める「地域福祉活動計画」は、言わば車の両輪です。

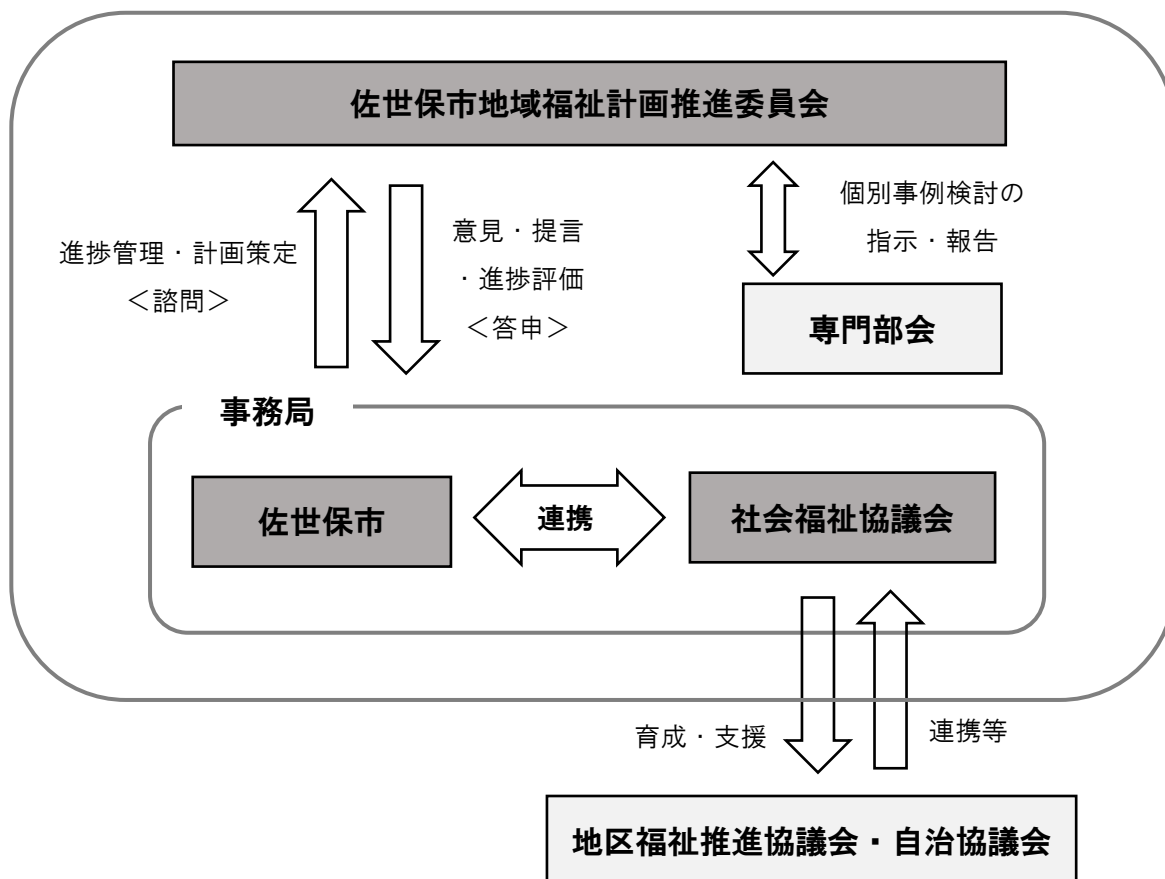
両計画は、佐世保市の地域福祉の推進を目的として、お互いに補完・補強し、相互に連携する必要があることから、行政と社会福祉協議会の協働により、両計画を一体的に策定し、同じ理念や方向性の下で佐世保市の地域福祉を推進していくものとします。

#### ■ 本計画の位置づけ

本計画は「佐世保市総合計画」を最上位計画とし、あわせて、他の福祉に関連する計画の「上位計画」として位置づけ、これまでに策定され、実行されてきた関連計画との連携・整合を図り策定します。



## ■ 推進体制について（イメージ図）



- ※1 地域福祉計画推進委員会：  
計画の進捗管理、その評価、意見および計画策定の検討、追加施策の提案などを答申する。地域福祉の推進にかかる全般とそれを支える佐世保市や社会福祉協議会の関わり方への意見・提案を行う。
- ※2 地区福祉推進協議会・自治協議会（福祉関係部会）：  
地域住民の中心となって地域福祉活動の実践に取り組む組織。実践の現状を踏まえた支援策の提案などを行う。統括する事務局として、社会福祉協議会が指導・育成を行う。
- ※3 事務局：  
計画の推進に係る全体的な事務等を担う。佐世保市と社会福祉協議会の共同で設置。